

令和3年7月14日  
関東信越厚生局

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止としましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師

施術管理者氏名	石山 英貴（いしやま ひでき）（48歳）
施 術 所 名	いしやま整骨院
施術所所在地	板橋区板橋1-31-12 カピオラニ101号
開 設 者	石山 英貴

#### 2 受領委任の取扱いの中止年月日

令和3年7月15日 （当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

#### 3 受領委任の取扱いの中止措置に至った経緯

保険者から当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、個別指導を実施したところ不正請求が強く疑われたため、令和2年2月から令和3年3月まで計6日間の監査を実施し、監査の結果として、「4 受領委任の取扱いの中止措置に至った事由」に記載した不正請求の事実を確認した。

#### 4 受領委任の取扱いの中止措置に至った事由

##### （1）監査において判明した不正請求の主な事例

- ① 実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。（架空請求）
- ② 実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。（付増請求）
- ③ 実際とは異なる日に施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。（その他の請求）
- ④ 療養費の支給対象外の症状に対して行った施術を支給対象となる負傷に対して行ったものとして施術録に記載し、療養費を不正に請求していた。（その他の請求）

- ⑤ 医師の同意がない骨折の後療に対して行った施術を実際とは異なる負傷に対して行ったものとして施術録に記載し、療養費を不正に請求していた。(その他の請求)
- ⑥ 患者に施術を行っていない月であるにもかかわらず、施術管理者が療養費支給申請書を作成するため、受取代理人欄の被保険者氏名を自筆していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成27年2月分から令和元年10月施術分

合計8人分 金額1,293,741円